

臨時電力のご案内

当社は、このたびの電気料金の見直しに伴い、平成 20 年 9 月 1 日より臨時電力の電力量料金単価を以下のとおり設定いたしますので、ご案内申し上げます。

- ① このたびの電気料金の見直し後に、臨時電力について、従来どおりの料金算定方法（低圧電力の該当料金の 20%を割増しすること）とした場合、お客さまのご負担が増えることがないよう、新たに電力量料金単価（燃料費調整適用前）を設定いたします。
- ② 新たに設定する電力量料金単価（燃料費調整適用前）は、旧電気供給約款（平成 19 年 4 月 1 日実施）の低圧電力の該当料金の 20%を割増ししたものに、平成 20 年 7～9 月分適用の燃料費調整単価を加えたものと同額となる単価といたします。
- ③ ご契約内容・ご使用電力量等の電気料金を算定する際の条件が同一の場合、平成 20 年 8 月分と比べて、同年 9 月分のご請求額が増えることはありません。

電気料金

《基本料金》 ※従来と変更ありません。

低圧電力の該当料金（不使用月は、該当料金の半額）の 20%を割増ししたものを適用いたします。

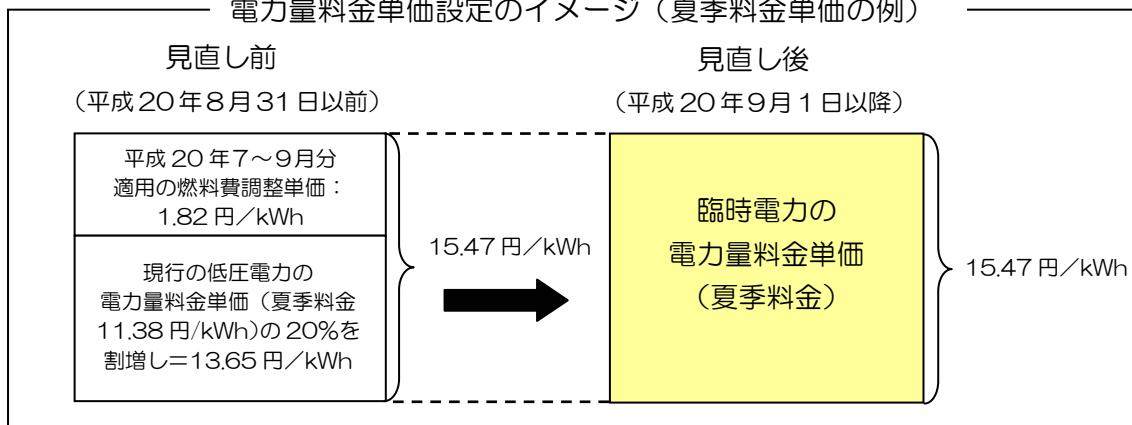
《電力量料金》

電力量料金単価を適用いたします。

		電力量料金単価（燃料費調整適用前）
1キロワット 時につき	夏季料金	15 円 47 銭
	その他季料金	14 円 22 銭

※ 平成 20 年 10～12 月分については、燃料費調整を行いません。なお、平成 21 年 1 月分以降は、燃料費調整を行います（燃料価格の動向によりお客さまのご負担が増える場合がございます）。

電力量料金単価設定のイメージ（夏季料金単価の例）



電気料金算定例 ※同一の条件により、見直し前後の夏季料金単価にて算定した例

【条件】 契約電力：7 kW、使用電力量：110 kWh、力率：90%、1 ヶ月ご使用と仮定

【見直し前】：①+② = 10,248 円

・基本料金：{1,071.00×7×((185-90)/100)}×1.2・・・①

・電力量料金：(11.38×110)×1.2+1.82×110・・・②

【見直し後】：①+③ = 10,248 円

・基本料金：{1,071.00×7×((185-90)/100)}×1.2・・・①

・電力量料金：15.47×110・・・③

※平成 21 年 1 月分以降は、燃料費調整を行います（燃料価格の動向によりお客さまのご負担が増える場合がございます）。